

のとおり廃止しました。

(全員賛成)

〔町道路線の廃止(町道箱64号線)〕

この議案は、町道として存続する必要性がないと思われるため提出されたもので、教育福祉環境常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、原案のとおり廃止しました。

(全員賛成)

人事

〔副町長の選任〕

引き続き、数馬 勝さん(小田原市成田134)を選任することに同意しました。

(全員賛成)

協議

〔南足柄市と箱根町との証明書等の交付に係る事務の委託に関する協議〕

証明書等の交付等に係る事務を南足柄市に委託することにあたり、地方自治法の規定による協議の必要が生じたため、議決しました。

(全員賛成)

継続審査

〔箱根町景観条例の制定〕

景観法の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、本町の豊かで美しい自然景観、歴史性及び地域性豊かな魅力ある景観の保全形成を図るため、提出されたこの議案は、教育福祉環境常任委員会に閉会中の継続審査として付託され、総務企画観光常任委員会との連合審査となりました。

〔箱根町議会議員の適正定数の調査に関する決議〕

閉会中の継続審査として特別委員会に付託されたこの決議は、引き続き継続審査となりました。

〔箱根町議会基本条例の調査に関する決議〕

閉会中の継続審査として特別委員会に付託されたこの決議は、引き続き継続審査となりました。

陳情

〔地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求

める意見書の採択を求める陳情書〕

◇陳情者 横浜弁護士会

この陳情は、総務企画観光常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、趣旨採択しました。

(全員賛成)

〔公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化について国に意見書の提出を求める陳情〕

◇陳情者 神奈川地域森林労連

この陳情は、総務企画観光常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、採択しました。

(全員賛成)

〔湯河原厚生年金病院、三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続させるための意見書採択を求める陳情書〕

◇陳情者 社会保険病院を

この陳情は、教育福祉環境常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、採択しました。

(全員賛成)

意見書

〔公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求め

る意見書の提出〕

この意見書は、3人の議員から提出されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を次のとおり提出することについて、可決しました。

(全員賛成)

〔湯河原厚生年金病院、三島社会保険病院・介護老人保健施設を公的施設として

存続を求める意見書の提出〕

この意見書は、3人の議員から提出されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を次のとおり提出することについて、可決しました。

(全員賛成)

議員派遣

〔議員の派遣〕

町議会会議規則の規定により、神奈川県町村議会議長会主催「町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会(1月20日/神奈川自治会館)」へ西村和夫議長とともに、川端祥介副議長を

派遣することについて、議決しました。

湯河原厚生年金病院、三島社会保険病院・介護老人保健施設を公的施設として存続を求める意見書

箱根町及び周辺は、高齢化が著しい地域であり、その傾向はますます進行し、お年寄りの寝たきりや介護対策等は非常に重要な問題となっている。

そのような中、湯河原厚生年金病院、三島社会保険病院・介護老人保健施設は、当町の町民も日常的に利用しており、また、町内に公的な医療機関を有しない当町にとって、欠くことのできない施設として重要な役割を果たしている。

社会保険庁は、全国健康保険協会への移行に伴い、すべての厚生年金病院、社会保険病院等を独立行政法人『年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)』に移管した。

RFOは売却法人であり、施設の個別売却・廃止ができる状態のままでの移管は、地域医療や職員の雇用も含めて「存続させること」にはならない。

よって、国においては、湯河原厚生年金病院、三島社会保険病院・介護老人保健施設が地域の医療・介護にとって不可欠な役割を引き続き果たしていけるよう、現状の形態を残し、全国健康保険協会などの公的な施設として存続させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月26日

神奈川県足柄下郡箱根町
議会議長 西村 和夫

(意見書の提出先)
内閣総理大臣・厚生労働大臣

公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求めめる意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となり、国民は環境資源としての森林に強い期待を寄せている。

このような中、森林整備を推進するためには、森林所有者の経営意欲を創出するための施策を展開し、過疎化・高齢化が進む山村地域の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要な課題である。

また、国有林野事業等において、地球温暖化防止対策の推進など、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備のほか、地域林業・木材産業の振興を通じた山村地域の活性化を図るとともに、国有林を適正に管理することが求められている。

したがって、国において、以下の事項が実現されるよう強く要望する。

1. 環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保し、林業・木材産業の振興施策の推進及び森林所有者の負担軽減措置による経営意欲の創出を図ること。
2. 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充など、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。
3. 公的森林整備を計画的に推進するための組織体制を確保し、施設放棄地等民間による整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度を創設すること。
4. 国有林野事業については、国による管理運営体制を堅持し、その管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化へ寄与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月26日

神奈川県足柄下郡箱根町
議会議長 西村 和夫

(意見書の提出先)
衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・外務大臣・経済産業大臣・環境大臣・農林水産大臣・林野庁長官